

令和3年3月29日

# 教育委員会第3回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第3回定例会記録

◇開会年月日 令和3年3月29日（月曜日） 午後 1時30分開会

午後 2時23分開会

◇開催の場所 本庁舎4階 庁議室

◇出席委員等 5名

教 育 長	境 直彦君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	今 井 多貴子君	委 員	遠 藤 俊 子 君
委 員	杉 山 昌 行 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	及 川 伸 一 君	事 務 局 次 長	佐 藤 由 美 君
事 務 局 次 長 (教 育 改 革 担 当)	稲 井 浩 樹 君	教 育 総 務 課 長	石 井 透 公 君
学 校 教 育 課 長	山 内 芳 明 君	学 校 安 全 課 推 進 課 長	佐 藤 勝 治 君
学 校 管 理 課 長	今 野 順 子 君	生 涯 学 習 課 長	橋 本 泰 仁 君
複 合 文 化 施 設 開 設 準 備 室 長	千 葉 正 喜 君	体 育 振 興 課 長	阿 部 洋 君
雄 勝 公 民 館 長	及 川 剛 君		

◇書 記

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	阿 部 潤 君	教 育 総 務 課 主 査	三 浦 麻 里 子 君
教 育 総 務 課 主 任 主 事	久 光 雄 介 君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・幼児教育施設等従事者慰労金給付事業について

審議事項

- 第 9 号議案 石巻市複合文化施設管理規則
- 第 10 号議案 石巻市雄勝体育施設管理規則
- 第 11 号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 12 号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則
- 第 13 号議案 石巻市営運動場管理規則の一部を改正する規則
- 第 14 号議案 石巻市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
- 第 15 号議案 石巻市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令
- 第 16 号議案 石巻市博物館資料収集整理保管要綱
- 第 17 号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱について

その他

午後 1時30分開会

○教育長（境 直彦君） それでは、ただいまから令和3年第3回定例会を開会いたします。  
本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

---

#### 会議録署名委員の指名

○教育長（境 直彦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。  
本日の会議録署名委員は、阿部委員にお願いいたします。  
よろしく申し上げます。

---

#### 教育長報告

○教育長（境 直彦君） それでは、本日の案件に入ります。  
本日の案件は、一般事務報告が2件、審議事項が9件及びその他となっております。  
それでは、一般事務報告に入ります。  
始めに、私から報告いたします。  
今月の学校の状況ですが、小・中・高等学校は、皆様にも出席していただきましたとおり、それぞれ無事、卒業式を終えまして、今年度の課程を修了し、学年末休業に入っております。  
続いて、新型コロナウイルス感染症対策について、先月の定例会後の経過を時系列にまとめて御報告いたします。

別冊を御用意願います。1ページをお開きください。

3月27日現在で取りまとめております。2月は10人の患者発生となっております。2月21日から3月11日まで17日間、新規の感染者はありませんでしたが、3月11日に発生してから、一昨日までで42名となっております。

3月12日に50代の女性公務員が陽性になっておりますが、これは釜小小学の関係する市職員でありました。その後、小学生に罹患したことが判明したことによって、釜小小学を臨時休業として対応しております。

それ以降3月15日まで罹患者は発生しませんでしたので、17日から学校を再開しており、卒業式を19日に無事終了しております。

2ページに入りまして、緊急事態宣言の解除等に関するものが、18日、19日に出しております。18日に30代女性の患者発生と、19日に10歳未満、未就学児の発生が考えられて、教育委

員会でも対応しなければならない状況でありました。一応そこも止まりましたので、それ以降陽性者が出ませんでしたので、そこで終わっているところになります。

続いて、20日の日にあります60代男性公務員が、19日に公表しました市職員の患者発生というところがございます。この部分が3ページの22日の20代女性公務員というところで広がっておりますが、そこから先に拡大することはありませんでした。

その後ですが、3月25日に蛇田中学校の教職員1名が感染したことが判明しておりますが、これは、その下にあります登米市にある教育機関、高等学校からの家庭内感染であることが判明しまして、その教職員から蛇田中学校の教職員をPCR検査等で調べましたら、3月26日にさらに5名の教職員が罹患していたことが分かっております。

それが次の4ページになりますが、最初の一人が一番上に書きました蛇田中学校の教諭ですが、東松島市に住んでおりますので、県の発表では、東松島市の在住、40代男性、公務員となっております。27日には50代の男性、30代男性、50代女性、登米市在住の20代男性、東松島市在住の50代男性と、この6名が蛇田中学校の教職員であるということがございます。しかしながら、県の方からの情報提供でもありますとおり、マスクの着用や手指消毒、定期的な換気や環境消毒等の感染対策は、適切に実施されていたという保健所の評価でありまして、考えられるのは、密な環境でのミーティングなどが感染拡大に影響があったと推察されるという、非常に軟らかい表現で、保健所の方が評価しているところであります。

金曜日、土曜日、日曜日のそれ以降のPCR検査の結果、拡大は見られず、生徒への感染もなく、今のところこの状態で止まっております。今日、校舎内を消毒しまして、あとは体制を整えて進めるということになります。ただし、1、2年生の先生方が濃厚接触者となっております。4月8日までが健康観察期間となり、4月9日から通常的全職員そろった上での勤務となりますので、4月の12日以降に第1学期を始める、入学式も延期する、蛇田中学校はそのような対応を取りたいと思っております。学校とは延期する方向では話はしてありますが、今月中にはその日程を決めて、保護者の皆さんには通知をしたいということで考えているところでございます。

このように、新型コロナウイルス感染症に関しては、児童・生徒のワクチンというのはありませんので、夏までにはやはりこのような感染が出てくる可能性はありますので、十分、防止対策に努めてまいりたいと思っております。

以上がコロナ関係の報告でございます。

次に、市議会第1回定例会でございますが、先月2月10日に開会し、3月17日までの36日

間で行われました。環境教育委員会並びに一般質問での答弁内容について報告いたします。

始めに、環境教育委員会では、当初予算に関する内容ですが、小学校費、学校管理費でくみ取り式のトイレのある学校について質疑があり、全ての校舎にはなくなっているが、須江小学校の体育館のトイレだけがくみ取り式である旨、答弁しております。

また、災害時には、避難所にもなるので、水洗トイレに変える予定はないのかという質疑があり、学校施設保全計画では須江小学校の体育館改築の優先順位が高くなっています、現状では児童数が増加しており、改築する場合、体育館は今の二、三倍の規模が必要となることから、今後、建設場所等を検討し、早急に進めていきたい旨、答弁しました。

次に、高等学校費では、桜坂高等学校の出願倍率について質疑があり、令和3年度の入試における普通科学励探求コースが0.53倍、キャリア探求コースは0.63倍である旨、答弁しました。

また、定員の半分ほどしか出願されていない状況なので、30人学級を導入するなど、市独自の学校運営はできないのかという質疑があり、高等学校設置基準では1学級の生徒数は40人以下と定められているため、特別な編成は難しい旨、答弁しました。

さらに、今後の定員の考え方について質疑があり、令和3年度の石巻管内の出願倍率が0.8倍台まで下がったことは過去に例がなく、少子化の影響に加え、全県1学区で自分の進みたい高等学校を選ぶことができるため、学校側の努力だけでは補うことができない状況となっている、管内の高等学校と連携しながら、将来を担う子供たちのニーズに合わせた高等教育を考えていかねばならない旨、答弁しました。

次に、石巻地区の中学校を卒業した子供が市外に進学する人数について質疑があり、200人程度である旨、答弁しました。

保健体育総務費では、オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業の内容について質疑があり、本年度に引き続き、貞山小学校を推進指定校に選定し、元オリンピック選手による交流会やスポーツ体験のほか、ボランティアの意義について学習する予定である旨、答弁しました。

総合運動公園費では、フットボール場の枯れた芝の現状について質疑があり、改善に向けての対応として、昨年12月から種をまき、保温対策や手取りによる除草を行っている、芝は順調に生育しており、5月中旬までにはフットボール場を使用できるようになる旨、答弁しました。

また、公共施設を石巻スポーツ協会に管理委託するメリットについて質疑があり、市が直接管理するよりも人件費が低廉になること、また、スポーツ協会に加盟している各競技団体の協

力によって積極的に大会誘致が可能となり、ひいては、大会関係者の宿泊や飲食等によって地域経済の活性化につながるものがメリットである旨、答弁しました。

学校給食費では、現在の給食費について質疑があり、1食当たり小学校は246円、中学校が293円、幼稚園が237円である旨、答弁しました。

また、この給食費で子供たちの栄養が担保されているのかとの質疑があり、主要13項目の栄養素のうち、摂取基準を満たしていないものは、小学校で6項目、中学校で9項目あるものの、いずれも摂取基準に近い充足率となっている旨、答弁しました。

さらに、現在の給食単価は、栄養面における適正な価格に達しておらず、その差を市が負担している実態を明確にすべきではないかとの質疑があり、給食費の透明性を市民や保護者に周知できるよう検討していきたい旨、答弁しました。

雄勝体育施設の指定管理者の指定についての議案では、施設の利用見込みについて質疑があり、艇庫と体育館の利用者は年間3,500人程度で、利用料収入は年間480万円程度を見込んでいる旨、答弁しました。

以上が環境教育委員会での答弁内容です。

その後、委員会で原案を全て可決し、17日の本会議でも当初予算、補正予算、条例等が可決されました。

次に、10日から行われました一般質問については、16名から通告があり、教育関係は7名でありました。

主な内容を申し上げます。

水押球場での仮設住宅が撤去後に現地復旧した際、砂が舞い、窓を開けることもできない状況について質問がありました。

コロナ対策で感染者が出た場合の休業を余儀なくされている児童・生徒への対応について、コミュニティ・スクールの導入について、沼津貝塚の調査経過について、教育現場でのコロナ感染の対策について、証拠に基づく政策立案における定量目標と検証用データ設定について、GIGAスクールに関連して質問がありました。

放課後児童クラブと放課後子ども教室、放課後学び教室の一体化について、学校における通学用服の学用品の適正な取扱いについて、文化の保護・伝統芸能について、大川小学校訴訟の判決結果に伴う本市の取組について、学力向上対策として、学力の現状、2学期制の導入、授業時間の確保について、文化芸術活動の意義と具体的な振興策について、宮城の環境保全米の学校給食への導入について、以上が一般質問の主な内容であります。

なお、桜坂高等学校の来年度の入学生が確定しました。学励探求コースが62名、キャリア探求コースが53名、合計115名となり、85名の定員割れでありました。

これで私からの報告を終わります。

御質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「ありません」との声あり)

---

### 幼児教育施設等従事者慰労金給付事業について

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、幼児教育施設等従事者慰労金給付事業について教育総務課長からお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） それでは、幼児教育施設等従事者慰労金給付事業について御説明申し上げます。

表紙番号2、一般事務報告資料の1ページを御覧願います。

始めに、②施策等を必要とする背景及び目的についてであります。新型コロナウイルス感染症に伴う国の緊急事態宣言発令期間のほか、第2波、第3波とさらに感染が拡大している状況の中で、感染リスクを抱えながらも、使命感を持って社会機能の維持と幼児教育の継続に努めた幼児教育施設等従事者に対し、感謝の意を込めて慰労金を給付しようとするものでございます。

③の根拠法令等及び④の経過につきましては、御覧のとおりでございます。

次に、⑤主な内容についてであります。給付額については、1人当たり5万円とし、財源につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用するものでございます。交付対象者の要件につきましては、令和2年3月2日から同年5月31日までの期間において、市内の対象施設で児童との接触を伴う業務に通算10日以上従事し、かつ、令和3年3月1日時点で市内の幼児教育施設等に従事している者としております。対象人数は、私立幼稚園教諭等で113人、公立幼稚園教諭等で50人の、合計163人の見込みとなっております。正規、非正規等の勤務形態は限定しておりません。

⑥の影響・効果及び⑦の他自治体の状況については、御覧のとおりでございます。

次に、⑦の今後の予定についてであります。今月の18日に対象施設宛て給付金に関する説明会を行い、本日29日まで支給申請書を提出していただくこととしており、今後、受給資格審

査の上、年度内に交付決定を行い、来月中旬をめどに支給を完成させる予定であります。

なお、幼児教育施設同様に、感染リスクを抱えながらも、使命感を持って社会機能の維持と保育の継続に努めた保育所等の児童福祉施設等従事者に対しましても、同様の慰労金を市の福祉部において給付する予定となっております。

以上でございます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対して御質問等はございませんか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

---

### 第9号議案 石巻市複合文化施設管理規則

### 第16号議案 石巻市博物館資料収集整理保管要綱

○教育長（境 直彦君） なければ、次に審議事項に入ります。

第9号議案 石巻市複合文化施設管理規則及び第16号議案 石巻市博物館資料収集整理保管要綱については、関連がありますので、一括議題として審議したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） それでは、第9号議案及び第16号議案については、一括して審議いたします。

複合文化施設開設準備室長から説明をお願いいたします。

複合文化施設開設準備室長。

○複合文化施設開設準備室長（千葉正喜君） それでは、ただいま一括上程されました2議案について御説明申し上げます。

今回の制定につきましては、令和3年4月1日に石巻市複合文化施設条例を施行し、供用開始になること、また、令和3年3月31日をもって石巻文化センター条例が廃止になることに伴い、新たに制定するものです。

それでは、内容について順番に御説明を申し上げます。

始めに、第9号議案 石巻市複合文化施設管理規則について御説明いたしますので、表紙番号1の1ページから12ページを御覧願います。

以下、条文に従いまして御説明いたします。

第1条は、本規則の趣旨について定めたものであります。

第2条は、利用許可申請について、第3条は、利用許可書の交付、第4条は、利用許可の変更等、第5条から第9条までは、石巻市複合文化施設の利用に当たり、利用方法の打合せ、観覧の手続、遵守事項、職員の立入り、損傷等の届出について定めたものです。

第10条は、指定管理者の指定に伴う規定の読替えについて、第11条は、様式の特例について、第12条は、補則について定めるものであります。

次に、附則であります。附則第1項は、本規則の施行期日を条例の施行の日から、附則第2項及び附則第3項については、令和3年4月1日から施行することを定めたものであります。これについては、条例の施行日を3つに分けているためとなっております。

まず、施設の諸室の1、研修室、和室、活動室、アトリエ及び創作室に関する部分につきましては、令和3年4月1日が施行日となります。

次に、大ホール、小ホール、市民ギャラリー及びこれらに付随して使用する楽屋等につきましては、令和3年6月1日が施行日となります。

また、博物館につきましては、令和3年秋の供用開始を予定しており、現在、準備を進めておりますが、条例のうち博物館に関する条項の施行日につきましても、それに合わせて別に定めることとしております。

附則第2項及び附則第3項は、石巻文化センター管理規則の廃止、石巻文化センター美術資料選定評価専門委員設置規則の廃止について規定したものであります。

また、管理規則に係る様式についてでございますが、様式第1号は、利用許可申請書、第2号は、特別設備等設置許可申請書、第3号は、利用許可書、第4号は、利用券、第5号は、利用許可変更（取消）申請書、第6号は、利用許可変更（取消）承認書、第7号は、観覧券となっております。

次に、第16号議案 石巻市博物館資料収集整理保管要綱について御説明いたしますので、表紙番号1の45ページから63ページを御覧願います。

以下、条文に従いまして御説明いたします。

第1条は、本規則の趣旨について定めたものであります。

第2条は、資料の寄贈について、第3条は、資料の寄託について、第4条は、資料の借受けについて、第5条は、寄託及び借受け資料の撮影、複製等について、第6条は、寄贈、寄託及び借受け資料の運搬等について、第7条及び第8条については、貯蔵資料に係る撮影、複製等、貸出しについて定めたものであります。

第9条及び第10条については、資料の貸出しに係る条件及び手続、貸出し資料の汚損等の届出について、第11条から第14条については、資料登録台帳、貯蔵資料の保管管理、写真、資料の分類及び収蔵について定めたものです。

第15条は、その他の事項について規定したものであり、本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとしたものであります。

次に、附則であります。附則第1項は、本告示の施行期日を令和3年4月1日とするものであります。

附則第2項は、石巻文化センター博物館資料収集整理保管要綱の廃止について規定したものであります。

附則第3項から第5項については、本告示の制定に伴う経過措置について規定したものであります。

また、様式についてでございますが、第1号は、資料寄贈申込書、第2号については、資料寄贈受書、第3号については、資料寄託申込書、第4号については、資料寄託受書、第5号については、資料借受書、第6号については、資料撮影等許可（変更）申請書、第7号については、資料撮影等許可書、第8号については、資料貸出許可（変更）申請書、第9号については、資料貸出許可書、第10号については、資料汚損（損傷、亡失）報告書、第11号については、貯蔵資料登録台帳、第12号については、寄託・借受資料登録台帳となっております。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

ないようでしたら、第9号議案 石巻市複合文化施設管理規則及び第16号議案 石巻市博物館資料収集整理保管要綱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議ありませんので、第9号議案及び第16号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

#### 第10号議案 石巻市雄勝体育施設管理規則

○教育長（境 直彦君） 次に、第10号議案 石巻市雄勝体育施設管理規則についてを議題と

いたします。

雄勝公民館長から説明をお願いします。

雄勝公民館長。

○雄勝公民館長（及川 剛君） それでは、私から第10号議案 石巻市雄勝体育施設管理規則について御説明申し上げます。

定例会資料、表紙番号1の13ページを御覧ください。

令和3年4月1日に制定いたします石巻市雄勝体育施設設置条例、並びに令和3年3月31日に廃止いたします石巻市雄勝B&G海洋センターの設置条例の廃止に伴いまして、新たに規則を制定するというものでございます。

条文に沿って御説明申し上げます。

まず、第1条は、趣旨となっております。

それから、第2条の方には、利用許可申請、第3条には、利用許可書等の交付、第4条から第7条までにつきましては、行為の申請等、利用許可の変更等、それから体育施設の利用、利用者の遵守事項を書いております。

次のページをお開きください。

第8条には、職員の立入り、第9条には、損傷等の届出、第10条には、規定の読替え、第11条には、様式の特例を記載しております。

なお、附則でございますが、この規則は、令和3年4月1日から施行する。第2項の方には、石巻市雄勝B&G海洋センター管理規則を廃止するとしてございます。

様式でございますが、15ページからになります。1号様式といたしまして、体育施設利用許可申請書、2号様式といたしまして、施設の個人利用簿、3号様式といたしまして、施設の利用許可書、4号様式といたしまして、利用券、5号様式といたしまして、施設行為許可申請書、6号様式といたしまして、施設行為許可・不許可決定通知書、7号様式といたしまして、許可変更（取消）申請書、8号様式といたしまして、施設の利用許可変更（取消）承認書となっております。

私からは以上でございます。よろしく御審議のほど賜りますようお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） ただいまの説明について御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第10号議案 石巻市雄勝体育施設管理規則については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 異議ありませんので、第10号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

**第11号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則**

**第15号議案 石巻市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令**

○教育長(境 直彦君) 第11号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則及び第15号議案 石巻市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令については、関連がありますので、一括議題として審議したいと思います、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) それでは、第11号議案及び第15号議案については、一括して審議いたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長(石井透公君) それでは、ただいま一括上程されました2議案について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、令和3年4月1日に石巻市複合文化施設が供用開始となること、並びにこれに伴い複合文化施設開設準備室が廃止となること、また、令和3年3月31日をもって石巻市文化センター及び雄勝B&G海洋センターの設置条例が廃止となること、さらに、石巻市営運動場条例中の市民プールに関する規定を削除すること、これらに伴い、改正を行うものでございます。

それでは、改正内容について順番に御説明を申し上げます。

始めに、第11号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたしますので、表紙番号1の24ページから25ページ、あわせて表紙番号3、規則等新旧対照表の1ページから3ページを御覧願います。

始めに、第8条第7号の事務局の組織を定める規定から複合文化施設を削り、事務局の組織から室を削り、第13条の生涯学習課の分掌事務に複合文化施設開設準備室に関することを加え、第15条の複合文化施設開設準備室の分掌事務を削除し、第18条中、事務局に置く職から室長及び室長補佐の規定を削り、第20条の教育機関中、第7号の「石巻文化センター」を「複合文化施設」に改め、第10号の「雄勝B&G海洋センター」を「雄勝体育施設」に改め、第26条

の石巻文化センターの名称及び位置並びに所属を複合文化施設の規定に改め、同じく第29条の雄勝B & G海洋センターを雄勝体育施設の規定に改め、別表第2、第41条関係を第40条関係に、別表第3、第42条関係を第41条関係に改め、同表の事務局長の補助執行事務並びに事務の主管課の規定から、雄勝B & G海洋センターを削るというものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を令和3年4月1日からとするものでございます。

次に、第15号議案 石巻市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令について御説明いたしますので、表紙番号1の43ページから44ページ、あわせて表紙番号3の52ページから57ページを御覧願います。

第1条の石巻市教育委員会決裁規程の一部改正につきましては、第4条の専決事項を定める規定中、「室長」を削り、第8条の専決事項の代決を定める規定中、室長補佐及び技術室長補佐を削り、別表の専決事項を定める規定中、教育総務課長の専決事項から体育振興課所管のプール監視員を削り、生涯学習課長の専決事項に複合文化施設の管理に係る指定管理者からの報告（重要な報告は除く）に関するものを加え、体育振興課長の専決事項から会計年度任用職員の任命に関するものを削り、雄勝体育施設の管理に係る指定管理者からの報告（重要な報告は除く）に関するものを加え、雄勝B & G海洋センター所長の規定を削るものでございます。

次に、第2条の石巻市教育委員会文書取扱規程の一部改正につきましては、第2条の用語の定義中、室を廃止することから、第2号中、「課等」を「課」に改め、文書取扱規程の対象から複合文化施設を除外する規定を加え、第5条の課長及び文書主任の職務を定める規定及び別表の文書の記号及び番号を定める規定から、複合文化施設開設準備室及び雄勝B & G海洋センターを削るものでございます。

次に、第3条の石巻市教育委員会公印規程の一部改正につきましては、別表中、職印を定める規定から室長印の規定を削るものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を令和3年4月1日からとするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

ないようでしたら、第11号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則及び第15号議案 石巻市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令については、原案の

とおりに決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第11号議案及び第15号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

### 第12号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則

○教育長(境 直彦君) 次に、第12号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則を議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長(山内芳明君) それでは、第12号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則につきまして御説明を申し上げます。

資料の表紙番号1の26ページ、あわせて表紙番号3の規則等新旧対照表の4ページを御覧いただきます。

最初に、宮城県教育委員会では、第3期県立高校将来構想において、高校の適正な規模として4から8学級を目安とし、石巻地区につきましては、適正な規模であることから、再編等によらず、学級減を基本とする方針を示しています。また、令和元年11月、宮城県教育庁教育企画室から、桜坂高校の令和4年度入学生からの1学級減の検討について依頼がありました。

石巻地区の県立高校では、平成30年度に石巻西高校、平成31年度に石巻工業高校、令和2年度に石巻商業高校、そして令和3年度には石巻北高校が1学級、減になっております。桜坂高等学校につきましては、少子化による石巻地区の中学校卒業生数の減少、また、近年の桜坂高等学校の出願倍率及び県立高校の動向を踏まえ、1学級減についてはやむを得ないものと判断できることから、令和4年度入学生から実施することとし、石巻市立高等学校学則の一部を改正するものであります。

改正の具体的な内容ですが、別表にございます第1学年の収容定員を、これまでの200人から160人とするものであります。また、学級減にするコースにつきましては、2つのコースのバランス及び近年の出願倍率等を勘案して、学励探求コースを1学級減じ、キャリア探求コースとともに2学級とするものであります。

なお、施行期日につきましては、附則で令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はありませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

ないようでしたら、第12号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第12号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

### 第13号議案 石巻市営運動場管理規則の一部を改正する規則

○教育長（境 直彦君） 次に、第13号議案 石巻市営運動場管理規則の一部を改正する規則を議題といたします。

体育振興課長から説明をお願いします。

体育振興課長。

○体育振興課長（阿部 洋君） それでは、ただいま上程されました第13号議案 石巻市営運動場管理規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、東日本大震災により被災した石巻市民プール及び雄勝グラウンドの廃止に伴い、令和3年石巻市議会第1回定例会において可決されました石巻市営運動場条例の一部を改正する条例を受けて、規則改正するものであります。

それでは、本規則につきまして御説明いたしますので、表紙番号1の27ページ、あわせて表紙番号3の6ページを御覧願います。

始めに、第3条につきましては、プール利用券について規定している条文を削除するものでございます。

次に、第4条に規定しております専用使用の申請及び第5条に規定しております専用使用の許可並びに第2条関係の別表につきましては、石巻市民プール及び雄勝グラウンドの文言を削除するものでございます。

また、第3条、第4条及び第5条に規定しております各様式につきましても、文言や様式の削除に伴い、整理をするものでございます。

次に、附則でございしますが、本規則の施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第13号議案 石巻市営運動場管理規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第13号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

#### 第14号議案 石巻市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

○教育長（境 直彦君） 次に、第14号議案 石巻市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（山内芳明君） それでは、ただいま上程されました第14号議案 石巻市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について御説明を申し上げます。

表紙番号3の50ページを御覧いただきます。

本市においては、令和2年度よりコミュニティ・スクールを導入し、令和6年度までに全ての学校において導入を予定しております。平成29年の法改正によりまして、二以上の学校において1つの学校運営協議会を置くことができると改正され、本市においても附則に規定しております。今回、二以上の学校で1つの学校運営協議会を置かなくとも、中学校区内の複数の協議会が連携を取り、一体的な教育を推進するために、連絡協議会を設置できるように附則を改正するものであります。

改正する内容につきまして御説明申し上げます。

第19条を第20条として、第18条の次に第19条、「連絡協議会の開催等」についてとし、連絡協議会を開催できること、連絡協議会を開催した学校もしくは二以上の学校で1つの学校運営協議会を設置した学校が、教科担任制を含む9年間を通じた教育活動を一体的に行うことができることを規定したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ただいまの説明に対して御質疑等はありませんか。  
よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第14号議案 石巻市学校運営協議会規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第14号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

### 第17号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱について

○教育長（境 直彦君） 次に、第17号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

体育振興課長から説明をお願いします。

体育振興課長。

○体育振興課長（阿部 洋君） それでは、ただいま上程されました第17号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱について御説明申し上げます。

表紙番号1、定例会議案の64ページを御覧願います。

今回の委嘱は、スポーツ基本法第32条第1項及び石巻市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定により委嘱しております石巻市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、新たに委嘱するものでございます。

委嘱につきましては、本規則第3条において、委員の定数は70人以内と定められておりますことから、65ページから67ページに掲げております本庁地区9名、河北地区10名、雄勝地区5名、河南地区12名、桃生地区8名、北上地区9名、牡鹿地区2名の計55名の委員の委嘱について承認を求めるものであります。

このうち、女性委員は14名で、前回より2名の増となっており、全体では25.5%が女性委員の割合となっております。

また、委員の任期につきましては、本規則第5条の規定により2年以内となっておりますことから、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとしております。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ただいまの説明に対して御質疑等はありませんでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第17号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第17号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

### その他

○教育長(境 直彦君) 以上で審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員の皆様からございませんでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) なければ、課長方からございませんか。

学校教育課長。

○学校教育課長(山内芳明君) 令和3年度版の「学校教育の方針と重点」が出来上がりましたので、お配りをさせていただきました。春の色を意識したピンク色の表紙で作っていただきました。

5ページの方から22ページまでは、それぞれの主な事業の概要についてでございます。23ページには、主催委員会、また研修会、そして24ページ以降には行事予定表を載せておりますので、ぜひ御覧いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○教育長(境 直彦君) 「学校教育の方針と重点」、令和3年度版が出来上がったということでございます。御覧いただきたいと思っております。

そのほかございませんでしょうか。各課長方からお願いします。

そのほかございませんか。

ないようでしたら、事務局の方、よろしく願いいたします。

○事務局(阿部 潤君) それでは、次回日程でございます。4月の定例会につきましては、4月28日水曜日、午後1時30分から開催する予定です。

場所につきましては、市役所本庁舎4階庁議室で開催いたします。よろしく願いいたしま

す。

○教育長（境 直彦君） 以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 2時23分閉会

---

教 育 長 境 直 彦

署 名 委 員 阿 部 邦 英